人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主(※)を支援します!

※テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主の方が対象す。

制度内容及び支給額

支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

| 支給要件 ● 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。 ● テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 ● 評価期間(機器等導入助成)における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 ・ 評価期間(機器等導入助成)に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する又は ・ 評価期間(機器等導入助成)に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする ● テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。 | | T | |
|---|--------|--|--|
| (備すること。 | | 支給要件 | 支給額 |
| | 機器等導入助 | 備すること。 テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 評価期間(機器等導入助成)における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 ✔ 評価期間(機器等導入助成)に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する又は ✔ 評価期間(機器等導入助成)に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業 | 30% ※以下のいずれか低い 方の金額が上限額 ・100万円 又は |

| | | 文彩要件 | 文給額 |
|-----|---|--|--|
| 2 | • | 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 | 支給対象経費の 20%<35%> |
| 標達 | | 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 | ※以下のいずれか低い 方の金額が上限額 |
| 成助成 | • | 評価期間(目標達成助成)に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせ人数以上であること。 | ・100万円 又は・20万円×対象労働者数 |

助成金対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等(※)の導入・運用
- ※ 以下のテレワーク用サービス利用料も助成対象となります。
 - ●リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
 - ●仮想デスクトップサービス
 - ●クラウドPBXサービス
 - Web会議等に用いるコミュニケーションサービス
 - ●ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

ご利用の流れ等については次のページをご確認ください。

〇使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。

 $\underline{\text{https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html}}$

〇テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン(総務省)などもご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

ご利用の流れ

1

テレワーク実施計画の作成・提出

提出期限までに、事業主の主たる事業所(通常は本社)の 所在地を管轄する都道府県労働局(以下「管轄労働局」という。)へ提出



管轄労働局が テレワーク実施計画を

認定

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組(※)を実施

2

評価期間(機器等導入助成)においてテレワークを実施

- ✓ 計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施(機器購入の場合は納品)・支払を終えることが必要。
- ✓ 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間 (機器等導入助成)」として設定し、テレワークに取り組む(評価期間の始期は事業主が設定)。

※助成対象となる取組(カッコ内の数字は上限額)

対象となる取組の詳細については厚労省HPをご確認いただくか、 最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

- ✓ テレワーク用通信機器の導入・運用
- ネットワーク機器(16万5千円)
- サーバ機器 (55万円)
- NAS機器(11万円)
- セキュリティ機器(33万円)
- ウェブ会議関係機器(1万1千円/対象労働者1人)
- サテライトオフィス利用料(33万円)
- テレワーク用サービス利用料 (初期費用5万5千円、利用料38万5千円)

- ✓ 労務管理担当者に対する研修(11万円)
- ✓ 労働者に対する研修(11万円)
- ✓ 外部専門家によるコンサルティング(33万円)
- ✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更(11万円)

①機器等導入助成に係る支給申請

3

4

5

- ✓ 上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定することが 必要
- ✓ 上記2の評価期間(機器等導入助成)において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の

30%

※以下いずれか低い方が上限

- ・100万円 又は
- ·20万円×対象労働者数

評価期間(目標達成助成)においてテレワークを実施

✓ 上記2の評価期間(機器等導入助成)の初日から1年を経過した日から起算した3か月間(評価期間(目標達成助成))において、テレワークを実施。

②目標達成助成に係る支給申請

✓ 上記4の評価期間(目標達成助成)の終了日の翌日から 起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請 書を提出

- ✓ 前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ✓ 上記4の評価期間(目標達成助成)において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の

20% (35%)

- ※以下いずれか低い方が上限 ・100万円 又は
- ·20万円×対象労働者数

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

助成金の詳細・問合せ先

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省 HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均 等部 (室) へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金





厚労省HPへは こちらのQRコードからも アクセス可能です。